

Z—61—D

第 61 回税理士試験

法 人 税 法

「解答・解説」

◆ クレアル 税理士アカデミー

Z-61-D [第一問] 答案用紙

問1

[A社の仕訳] ④

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
金 銭 債 権	10,000,000	現 金 預 金	100,000,000
寄 附 金	90,000,000		
B 社 株 式	90,000,000	利 益 積 立 金 額	90,000,000

[B社の仕訳] ④

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
現 金 預 金	10,000,000	金 銭 債 権	100,000,000
債 権 譲 渡 損	90,000,000		
現 金 預 金	90,000,000	受 贈 益	90,000,000
譲 渡 損 益 調 整 勘 定	90,000,000	譲 渡 損 益 調 整 益	90,000,000

(法的な理由・考え方)

1. 完全支配関係 ④
B社はA社の100%子会社であることから、A社とB社との間には完全支配関係がある。ここで、完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等（その法人が有する自己の株式等を除く。）の全部を直接若しくは間接に保有する関係（以下「当事者間の完全支配関係」という。）又は一の者との間に当事者間の完全支配関係がある法人相互の関係をいう。
2. A社における税務上の処理
(1) 概要 ①
A社とB社は法人による完全支配関係があるため、A社がB社に対して行った寄附金の額は全額損金不算入になると同時に、A社はB社株式を所有しているため、当該B社株式の帳簿価額を修正する寄附修正事由が生じることとなる。
(2) 寄附金の損金不算入 ③
内国法人が各事業年度においてその内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

受験地	
受験番号	

評 点

(1)

(問 1 続き)

(3) 寄附修正事由
① 利益積立金額の増減額 ③★
法人が有するその法人との間に完全支配関係（連結完全支配関係を除く。）がある子法人株式等について、寄附修正事由が生ずる場合のその受贈益の額にその寄附修正事由に係る持分割合を乗じて計算した金額からその寄附金の額にその持分割合を乗じて計算した金額を減算した金額
ここで、寄附修正事由とは、子法人が他の内国法人から受贈益の益金不算入の適用のある受贈益を受け、又は子法人が他の内国法人に対して上記2. (2) の寄附金の損金不算入の適用がある寄附金の額を支出したことをいう。
② 子法人株式等の帳簿価額 ③★
内国法人の有する上記①に該当する子法人の株式について寄附修正事由が生じた場合には、その子法人株式等の帳簿価額は、当該寄附修正事由が生じた時の直前の帳簿価額に上記①により増加した利益積立金額を加算した金額とする。
B社の株式を100%有するA社は、そのB社株式につき、寄附を受けた90,000,000円の受贈益に対応する分だけ株式の帳簿価額を増額すると共に、自己の利益積立金額も同額だけ増加させる。
3. B社における税務上の処理
(1) 概要 ①
A社とB社は法人による完全支配関係にあるため、B社がA社より受けた受贈益の額は全額益金不算入になると同時に、完全支配関係がある法人間の譲渡損益の繰延べの規定が適用される。
(2) 受贈益の益金不算入 ③
内国法人が各事業年度においてその内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人から受けた受贈益の額は、各事業年度の益金の額に算入しない。
(3) 完全支配関係がある法人間の譲渡損益の繰延べ ③
内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）がその有する譲渡損益調整資産を他の内国法人（その内国法人との間に完全支配関係がある普通法人又は協同組合等に限る。）に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、その譲渡した事業年度の損金の額又は益金の額に算入する。
B社は、譲渡損益調整資産に該当する金銭債権を完全支配関係のあるA社に譲渡しており、その譲渡の際に発生した債権譲渡損の90,000,000円は、譲渡事業年度に同額の譲渡損益調整益を認識することで、譲渡損益を繰り延べる。
(4) 譲渡損益調整資産の意義 ①
固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産でその譲渡の直前の帳簿価額が1,000万円に満たない資産等の一定のもの以外のものをいう。

問 2

(C社の仕訳) ⑤★

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
土 地	500,000,000	現 金 預 金	300,000,000
		土 地 受 贈 益	200,000,000
土 地 圧 縮 損	200,000,000	土 地	200,000,000
繰 延 資 産	50,000,000	現 金 預 金	50,000,000
繰 延 資 産 償 却 費	3,125,000	繰 延 資 産	3,125,000

(法的な理由・考え方)

[土地の取得]
(1) 概要 ②
C社はD市が所有する土地を時価の500,000,000円よりも低額な300,000,000円で取得している。固定資産を低額取得した場合の取得価額は、取得時における取得のために通常要する価額であることから、時価の500,000,000円であり、実際に支払った対価との差額は、受贈益として益金の額に算入する。他方で、当該受贈益はD市が工場誘致を行うための、実質的に国庫補助金等に該当することから、国庫補助金等に対する圧縮記帳の適用を受けることができる。
(2) 取得価額の原則 ②
C社がD市より取得した土地の取得価額は、取得時における取得のために通常要する価額である500,000,000円に事業供用するために直接要した費用の額との合計額とするのが原則である。
(3) 受贈益の益金算入 ②
内国法人が受けた受贈益の額は、無償による資産の譲り受けその他の取引で資本等取引以外の取引に係る収益の額として、その事業年度の益金の額に算入する。
(4) 国庫補助金等に対する圧縮記帳 ②
内国法人（清算中のものを除く。）が、一定の要件を満たす場合において、その固定資産につき、圧縮限度額以下の金額を一定の方法により経理したときは、その経理した金額はその事業年度の損金の額に算入する。
(5) 圧縮記帳後の取得価額 ②
圧縮記帳の規定により損金の額に算入された金額は、取得価額に算入しない。

(問2 続き)

[負担金の支出]
(1) 概要 ②★
法人が宅地開発等の許可を受けるために地方公共団体に対して支出する負担金の額で、団地の周辺又は後背地に設置されるいわゆる緩衝緑地等のように主として団地外の住民の便益に寄与すると認められる公共的施設に係るものは、繰延資産とし、その償却期間は8年とする。
(2) 償却費の損金算入 ③
内国法人の各事業年度の終了の時の繰延資産に係る償却費の損金算入額は償却費として損金経理した金額のうち償却限度額に達するまでの金額とする。償却限度額は支出額の50,000,000円を償却期間の月数である96ヶ月(8年×12月)で除し、これに支出日から期末までの月数である6月を乗じた3,125,000円である。

Z-61-D [第二問] 答 案 用 紙

問1 減資

(1) 甲社が行った減資は、法人税法上どのように取り扱われるのか、その要点を答えなさい。

また、株主である乙社における処理について、処理が必要な場合はその内容の要点を、処理が必要でない場合はその理由の要点を答えなさい。

減資の法人税法上の取扱い	減資により、資本金の額が20,000,000円減少して100,000,000円となるが、同額が資本金等の額の増加額となるため、減資による資本金等の額の増減はない。 ①
株主である乙社における処理	処理は不要である。なぜなら、金銭等の交付を伴わない減資のため、株主拠出資本金に変動がないため、株主側において課税関係が生じないからである。 ①

(2) 決算書原案を前提に、必要な場合は、減資差益の処理に係る決算修正仕訳を示しなさい。

[決算修正仕訳] ①

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
減 資 差 益	20,000,000	資 本 準 備 金	5,000,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	15,000,000

(3) 当期の「別表五(一)Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」を示しなさい。 ①

区 分	期首現在資本金等の額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 資本金等の額
		減	増	
資本金又は出資金	120,000,000	20,000,000		100,000,000
資 本 準 備 金			5,000,000	5,000,000
その他資本剰余金			15,000,000	15,000,000
差 額 合 計 額	120,000,000	20,000,000	20,000,000	120,000,000

受験地					
受験番号					

評 点

(4) 甲社に中小企業税制の適用があるかどうかについて、乙社との資本関係に触れながら、その判定の時期及び根拠を答えなさい。

また、甲社に中小企業税制の適用がある場合に、その適用がある制度のうち、主要と考える5項目とその概要を答えなさい。

甲社の中小企業税制の適用の判定 ②		判定の時期	平成 24 年 3 月 31 日
		判定の根拠	甲社は乙社の完全子会社であり、上記の判定の時期における甲社及び乙社の資本金の額はそれぞれ1億円及び4億円である。したがって、甲社は期末資本金の額が1億円以下及び資本金5億円以上の大法人の完全子会社に該当しないこととなるため、中小法人に該当し、中小企業税制の適用がある。
適用がある中小企業税制	項 目		概 要
	1	軽減税率	年800万円以下の所得金額につき、軽減税率を用いて法人税額を計算 ①
	2	特定同族会社の留保金課税の不適用	特定同族会社に該当しないこととされ、留保金課税の適用がない。 ①
	3	貸倒引当金の法定繰入率	貸倒実績率のほか、法定繰入率により一括評価貸倒引当金繰入限度額の計算をすることができる。 ①
	4	交際費等の損金不算入制度における定額控除制度	年600万円の定額控除限度額の適用がある。 ①
5	欠損金の繰戻しによる還付制度	欠損金の繰戻し還付の不適用の制度の適用がない。 ①	

問2 乙社との土地取引

- (1) 甲公司におけるC土地に係る取得価額を、計算過程及びその理由を示しつつ算定しなさい。 ③★

(計算過程)	
①	$56,000,000 \div 80\% = 70,000,000$
②	$1,200,000 \times (7月 / 12月) = 700,000$
③	①+②=70,700,000
(その理由)	
①	土地の取得価額は、取得時における取得のために通常要する価額とすべきであり、問題文から公示価格（路線価は公示価格の80%相当額）によるのが相当である。
②	固定資産税精算金は、固定資産税の納税義務者が売主たる乙であることから、実質的な土地の売買代金と考えられるため、土地の取得価額に含めるのが相当である。
また、本件C土地の取得に関連して支払った登録免許税及び司法書士への報酬（合計560,000円）は、取得価額に算入しないことができるため、仮払金で処理されている決算書原案を修正することにより対応する。	

- (2) C土地の取得に係る乙社との取引に関して、必要な場合は、その申告調整を示しなさい。

[別表四 所得の金額の計算に関する明細書] ①

区 分		総 額	留 保	社外流出
加 算	C土地計上もれ	61,200,000	61,200,000	
減 算	受贈益の益金不算入額 18	60,500,000		※ 60,500,000

[別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書] ①

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期首現在 利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
C土地計上もれ			61,200,000	61,200,000

(3) C土地の取引に関して、甲社と乙社の間で行うべき税務上の手続について、その要点を答えなさい。

譲渡法人である乙社は、C土地が譲渡直前の帳簿価額が1,000万円以上の譲渡損益調整資産に該当する資産を、譲受法人である甲社に譲渡した場合には、その譲渡の後遅滞なく、乙社に対して譲渡した資産が譲渡損益調整資産にある旨を通知しなければならない。 ①★

(4) C土地の賃借料に関して、甲社の前期の申告に係る修正申告の要否及びその理由の要点を答えなさい。

本件契約の解除に伴う収益は、契約解除の事実が当期に発生したものであることから前期に遡及して修正するのではなく、当期の収益として認識を行い、課税所得の計算を行う。
したがって、修正申告をする必要はない。 ①

問 3 交際費等及び寄附金

(1) 当期の「別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書」を示しなさい。なお、「支出交際費等の額の明細」の科目欄は、〔資料 3〕で示された項目の順になっている。

支出交際費等の額 (7の計)	1	① 9,827,730	損金算入限度額 ((1)と(2)のうち少ない金額) ×90/100	3	5,400,000
定額控除限度額 (0円又は600万円) ×12/12	2	6,000,000	損金不算入額 (1) - (3)	4	① 4,427,730
支出交際費等の額の明細					
科 目	支出額		交際費等の額から 控除される費用の額		差引交際費等の額
	5		6		7
交際費(損益計算書)	7,127,730		0		7,127,730
交際費(製造原価報告書)	200,000		0		200,000
安全協力会費(製造原価報告書)	500,000		0		500,000
募集関係費(損益計算書)	3,500,000		1,500,000		① 2,000,000
旅費交通費(損益計算書)	26,500,000		26,500,000		0
寄附金(損益計算書)	4,430,000		4,430,000		0
雑費(損益計算書)	300,000		300,000		0
計	42,557,730		32,730,000		9,827,730

(2) 当期の「別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書」を示しなさい。

公益法人等以外の法人の場合			
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額	1 ① 1,700,000
		特定公益増進法人等に対する寄附金額	2 300,000
		その他の寄附金額	3 ① 2,030,000
		計 (1)+(2)+(3)	4 4,030,000
		完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5
		計 (4)+(5)	6 4,030,000
	所得金額仮計	7 86,500,000	
	寄附金支出前所得金額 (6)+(7)	8 90,530,000	
	同上の 2.5/100 相当額	9 ① 2,263,250	
	期末の資本金等の額	10 120,000,000	
	同上の月数換算額(10)×12/12	11 120,000,000	
	同上の 2.5/1,000 相当額	12 ① 300,000	
	一般寄附金の損金算入限度額((9)+(12))×1/2	13 ① 1,281,625	
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額の計算	寄附金支出前所得金額の 5/100 相当額 (8) × 5/100	14 4,526,500	
	期末の資本金等の額の月数換算額の 2.5/1,000 相当額 (12)	15 300,000	
	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 ((14)+(15)) × 1/2	16 ① 2,413,250	
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 ((2)と((14)又は(16))のうち少ない金額)		17 300,000	
指定寄附金等の金額 (1)		18 1,700,000	
国外関連者に対する寄附金額		19	
(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4) - (19)		20 4,030,000	
損金不算入額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (20) - ((9)又は(13)) - (17) - (18)	21 ① 748,375	
	国外関連者に対する寄附金額 (19)	22	
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	23	
	計 (21)+(22)+(23)	24 748,375	

(3) 「工場で発生した交際費等は、当期製品製造原価となるもののほか、仕掛品や製品として棚卸資産にも含まれているので、一時的であっても二重課税となる部分があるのではないか。」という質問に対する説明の要点を答えなさい。説明に際して必要な場合は、次の金額を用いるものとする。

- ① 支出交際費等の額 10,000
- ② 同上のうち損金不算入額 1,000
- ③ ①のうち売上原価に含まれている金額 8,000
- ④ ①のうち期末棚卸資産に含まれている金額 2,000

期末棚卸資産に含まれている支出交際費等の額、2,000のうち損金不算入となる200(※)については、会計上、費用計上されていないため、このままでは二重課税となるが、当該損金不算入となった部分の金額を減算することで二重課税を回避することができる。

※ $200 = 2,000 \times (1,000 / 10,000)$ ②

問4 控除対象外消費税額等

当期の損金算入限度額を、計算過程及びその理由を示しつつ算定しなさい。

損金算入限度額	30,000 ①
計算過程及び その理由 ②	<p>(計算過程)</p> $150,000 \times 12/60 = 30,000$ <p>(理由)</p> <p>前期分は発生額の10% ($12/60 \times 1/2$) が損金算入されているため、当期に繰り越された金額135,000は、発生額の90%相当額となっている。したがって、135,000を90%で割戻した数字である150,000に12/60を乗じた30,000が当期の損金算入限度額となる。</p>

問 5「法人税、住民税及び事業税」及び租税公課

当期の「別表五(二) 租税公課の納付状況等に関する明細書」を示しなさい。

税目及び事業年度			期首現在 未納税額	当期発生 税額	当期中の納付金額			期末現在 未納税額	
					充当金取崩し による納付	仮払経理に よる納付	損金経理に よる納付		
			①	②	③	④	⑤	②+②-③ -④-⑤	
法人税	22.4.1~23.3.31		2	9,700,000	/	①9,700,000			0
	当期分	中間	3	/	9,000,000	/		9,000,000	0
		確定	4	/	7,600,000	/	/	/	①7,600,000
	計		5	9,700,000	16,600,000	9,700,000		9,000,000	7,600,000
道府県民税	22.4.1~23.3.31		7	550,000	/	550,000			0
	当期分	利子割	8	/	46,500	/		① 46,500	0
		中間	9	/	500,000	/		500,000	0
		確定	10	/	700,000	/	/	/	700,000
計		11	550,000	1,246,500	550,000		546,500	700,000	
市町村民税	22.4.1~23.3.31		13	1,500,000	/	1,500,000			0
	当期分	中間	14	/	1,450,000	/		①1,450,000	0
		確定	15	/	1,900,000	/	/	/	①1,900,000
計		16	1,500,000	3,350,000	1,500,000			1,900,000	
事業税	22.4.1~23.3.31		18		①3,800,000	3,800,000			0
	当期中間分		19	/	3,400,000			3,400,000	0
	計		20		7,200,000	3,800,000		3,400,000	0
その他	損金算入のもの				9,050,000			①9,050,000	0
	損金不算 入のもの	源泉所得税			139,500			139,500	0
納税充当金の計算									
期首納税充当金			31	15,550,000	取 崩 額	そ の 他	損金算入のもの		37
繰 入 額	損金の額に算入した納税充当金		32	14,800,000			損金不算入のもの		38
			33						39
	計 (32) + (33)		34	14,800,000			仮払税金消却		40
取 崩 額	法人税等 (5の③)+(11の③)+(16の③)		35	①11,750,000	計 (35) + (36) + (37) + (38) + (39) + (40)		41	15,550,000	
	事業税 (20の③)		36	3,800,000	期末納税充当金 (31) + (34) - (41)		42	14,800,000	

問6 貸倒引当金

(1) 当期の一括評価金銭債権に係る繰入限度額を、計算過程及びその理由を示しつつ算定しなさい。 ②

○ 期末資本金1億円以下、かつ、資本金5億円以上の法人の完全子会社ではない。 ∴法定基準適用あり

(1) 実績基準額

(i) 一括評価金銭債権 $40,000,000 + 8,000,000 + 56,000,000 - 13,500,000 = 90,500,000$

(ii) 貸倒実績率 $(11,900,000 \times 12/36) / (285,300,000 \div 3) = 0.0417104 \dots \rightarrow 0.0418$ (小数点以下4位未満切上)

(iii) (i) \times (ii) = 3,782,900

(2) 法定基準額

(i) 一括評価金銭債権 90,500,000

(ii) 実質的に債権とみられないものの額 800,000

(iii) ((i) - (ii)) $\times 8/1000 = 717,600$

(3) (1) > (2) ∴ 3,782,900

① 決算書原案を前提に、繰入限度額相当額が貸借対照表に表示されるように、貸倒引当金の計上に係る決算修正仕訳及び申告調整を示しなさい。

[決算修正仕訳] ①

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
貸倒引当金繰入	182,900	貸倒引当金	182,900

[別表四 所得の金額の計算に関する明細書] ①

区 分		総 額	留 保	社外流出
加 算				
減 算	貸倒引当金繰入超過額認容	15,000	15,000	

[別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書] ①

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利益積立金額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利益積立金額
		減	増	
貸倒引当金	15,000	15,000		0

② 差額補充法により処理する場合に、申告に際して必要と思われる事項を答えなさい。

確定申告書に添付する明細書にその相殺前の金額に基づく繰入れ等であることを明らかにしておく。 ①★

問7 減価償却

(1) 値引額が確定したことにより研磨装置に係る帳簿価額を減額することとした場合における当期の減価償却限度額を、計算過程及び理由を示しつつ算定しなさい。 ②

(前期末帳簿価額の計算)

(1) 判定

(i) 償却額 $12,500,000 \times 0.278 = 3,475,000$

(ii) 保証額 $12,500,000 \times 0.04731 = 591,375$

(iii) (i) > (ii) ∴ 通常

(2) 償却限度額 $3,475,000 \times (3月 / 12月) = 868,750$

(3) 前期末税務上帳簿価額 $12,500,000 - 868,750 = 11,631,250$

(当期の減価償却限度額)

当期に受けた値引額 2,500,000 円のうち、前期において減価償却費として損金の額に算入されている部分を除いた期首帳簿価額に対応する金額だけ取得価額から減額をする。

$2,500,000 \times (11,631,250 / 12,500,000) = 2,326,250$

(1) 判定

(i) 償却額 $(12,500,000 - 868,750 - 2,326,250) \times 0.278 = 2,586,790$

(ii) 保証額 $(12,500,000 - 2,326,250) \times 0.04731 = 481,320$

(iii) (i) > (ii) ∴ 通常

(2) 償却限度額 2,586,790

(2) 値引き及び減価償却に係る決算修正仕訳を示しなさい。減価償却費は償却限度額相当額を計上するものとする。

[決算修正仕訳] ①

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
仮 受 金	2,500,000	研 磨 装 置	2,326,250
		前 期 損 益 修 正 益	173,750
減 価 償 却 費	2,586,790	研 磨 装 置	2,586,790

第61回税理士試験法人税法講評

1 総評

(1) 第一問

【問1】

- こちらは直前期の講義や答練でも触れたが、グループ法人税制からの出題となった。
理論問題集に収録のない理論ではあるが、直前期の講義や第7回直前答練（公開模試）の理論問題で取り扱っているの、全く手も足も出ないということではなかったと思う。
- A社及びB社の仕訳を確実に記入した後、その仕訳に基づいて後続く（法的な理由・考え方）を問題文の事例に従って、どれだけ記述出来たかがポイントとなる。

【問2】

- 土地の取得については、法人税基本通達10-2-3（地方公共団体から土地等を時価に比して著しく低い価額で取得した場合の圧縮記帳）を知っていれば、問題文から即座に国庫補助金等の圧縮記帳の論点がいまい浮かぶが、知らなくとも第8回直前答練を解いて頂いた受講生であれば、これが時価と対価との差額がD市からの実質的な補助金に該当することを気付いて頂いたと思う。
- 負担金の支出については、法人税基本通達7-3-11の2（宅地開発等に際して支出する開発負担金等）を知らなければ、正確な解答は困難と思われる（しかも、通達では償却期間を8年と定めている）。
- 従って、こちらは当該負担金の支出が繰延資産に該当することを指摘した上で、償却費の損金算入について触れることができれば十分に合格答案になるものと思われる。

(2) 第二問

- 従来の問題とは随分傾向が変わり、別表四及び別表一（一）（+別表五（一））の作成がなく、総合問題というよりは、実質的には個別問題の集合体という問題であった。
- 実務的な色はかなり濃く、別表五（二）や交際費等や寄附金等の明細など、実際に実務でこれらの明細書を作成したことの無い受験生にとっては解きづらい問題であった。
- 全体的に難易度の高い問題であったが、問題後半の貸倒引当金や減価償却費、控除対象外消費税の箇所等をしっかり得点して頂き、租税公課、交際費・寄附金等の箇所ですべて点数を伸ばせたかがポイントになるかと思う。

2 合格ライン

- 第一問は、最低ラインとして問1で仕訳を含めできれば18点、問2では7点とし、合計で25点だが、できれば28点以上は欲しいところである。
- 第二問は、交際費・寄附金・消費税・貸倒引当金・減価償却費にふった配点32点のうち、6割は確保して19点、残った前半の論点にふった配点18点のうち5割を確保して9点の合計28点
- よって、理論計算合計で53点前後がボーダーライン、65点以上あれば合格の可能性は高いものと思われる。